

令和5年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業案（事業概要）（資料2-1）

<医療・健康分野>

		R5年度予算額（R4年度予算額）	
① 医政局	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業	0.9億円(1.4億円)	1
② 健康局	移植対策（造血幹細胞）事業	20億円(20億円)	2
③ 健康局	がん診療連携拠点病院機能強化事業等	61億円(61億円)	8
④ 医薬・生活衛生局	血液安全・安定供給等推進事業	1.5億円(1.5億円)	11

<雇用・労働分野>

⑤ 労働基準局	第三次産業労働災害防止対策支援等事業 （エイジフレンドリー補助金・職場における安全衛生意識の啓発事業）	8.9億円(10億円)	14
⑥ 労働基準局	未払賃金立替払事務実施費	114億円(221億円)	16
⑦ 職業安定局 ／人材開発統括官	求職者支援制度に必要な経費	268億円(278億円)	17
⑧ 職業安定局	福島避難者帰還等就職支援事業	3.5億円(4.2億円)	18
⑨ 人材開発統括官	認定職業訓練助成事業費	10億円(11億円)	19
⑩ 雇用環境・均等局	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 （テレワーク普及促進等対策）	5.4億円(19億円)	21

<福祉・介護・医療保険分野>

⑪ 社会・援護局(社会)	都道府県等による生活保護業務支援事業	1.2億円(5.0億円)	23
⑫ 社会・援護局(援護)	中国残留邦人等に対する支援給付事業	4.2億円(4.2億円)	24
⑬ 障害保健福祉部	社会福祉施設等施設整備費補助金	45億円(45億円)	25
⑭ 障害保健福祉部	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 （地域生活支援促進事業関係）	6.0億円(6.7億円)	27
⑮ 老健局	在宅福祉事業費補助金	24億円(25億円)	28
⑯ 保険局	国民健康保険制度関係業務事業費補助金	10億円(21億円)	29

歯科衛生士の人材確保推進事業

令和5年度当初予算額 88百万円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景・課題

- ◆ 歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士の確保は必要不可欠であるが、新人歯科衛生士の離職や未就業者が多いなどの課題がある。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨床現場での実習の経験がきわめて少ない者が入職する可能性があり、職場での業務修得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。
- ◆ こうした影響は、新人歯科衛生士の入職後の早期離職や指導する立場の歯科衛生士の負担増大等につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性が高い。このため、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を目的として、研修施設を毎年1箇所ずつ整備している。

2 事業の概要・実施主体・実績

1) 歯科衛生士技術修練部門【実施主体：公募により選定（教育機関等）】 （3箇所で開催中）

- 歯科衛生士技術修練部門の初度整備・運営
- 歯科衛生士技術修練部門の整備・運営
- 新人歯科衛生士を対象とし、臨床現場での体験学習を主とした研修を実施。
- 歯科衛生士教育機関等に復職支援に必要な設備整備を行うとともに、研修指導者やキャリア相談を行うスタッフを配置し施設の運営を支援。



2) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修【実施主体：公募により選定（団体等）】 （1団体を選定）

- ・ 地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを開催する。
（令和3年度実績：計4回実施、90名が受講）



全国共通プログラム

移植対策（造血幹細胞）事業

令和5年度当初予算額 20億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植を推進するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づく「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」及び「造血幹細胞提供支援機関」が行う事業に要する経費の一部を補助する。

2 主な事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 骨髄等移植対策事業

「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」である（公財）日本骨髄バンクが以下の事業を行う。

- ①骨髄移植等のあっせんに関する事業
- ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業



- ①あっせん業務を行うコーディネーターの確保、骨髄等提供までの連絡調整、
- ②ドナーを確保するための普及啓発、低所得患者への財政支援を実施

2. 造血幹細胞提供推進事業

「造血幹細胞提供支援機関」である日本赤十字社が以下の事業を行う。

- ①骨髄データバンク登録事業
- ②さい帯血移植対策事業
- ③造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業
- ④造血幹細胞提供支援機関業務



- ①骨髄等移植に必要なドナーのHLAを検査し、データベースに登録・管理
- ②さい帯血のHLA型のデータベース管理、さい帯血の採取・検査・保存方法の標準化、さい帯血の品質・安全性評価等を実施
- ③患者及びドナーの疾病の種類、治療内容等の情報を収集・分析し、個人が特定されないよう、医療機関や研究者等へ提供を行う
- ④造血幹細胞提供事業者への連絡調整や移植に用いる造血幹細胞に関する情報を一元的に管理し、医師等の造血幹細胞を必要とする者に提供を行う

造血幹細胞移植の比較

	骨 髄	末梢血幹細胞	臍 帯 血
あっせん・ 提供組織	(公財) 日本骨髄バンク		公的さい帯血バンク (全国6バンク)
	登録時ドナー、公開臍帯血のデータは日本赤十字社が一元的に管理		
採取	○全身麻酔下で腸骨に針を刺し採取	○造血幹細胞を末梢血中に動員する薬剤 (G-CSF製剤) を4日間程度投与し、成分献血と同様の方法で採取	○出産後、臍帯より採取
提供体制	○日本骨髄バンクがドナーをあっせん <ul style="list-style-type: none"> ・95%程度の割合で適合ドナーが見つかる (うち移植の割合は約60%) ・HLA-A, B, C, DRB1の8アレル中7アレル以上一致していれば移植可能 		○公的さい帯血バンクで調製・保存された臍帯血を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・HLA-A, B, DRの6抗原中4抗原以上一致していれば移植可能 ・理論上、ほぼ全例で提供可能
あっせん期間	○130日程度 (患者登録→移植) ※採取に至ったドナーのコーディネート期間の中央値	○120日程度 (患者登録→移植)	○2週間程度で提供可能 (緊急時には3日程度まで短縮可)
臨床的特徴	○最も歴史があり確立した治療法 ○良性疾患での治療経験も豊富 (再生不良性貧血や代謝性疾患等)	○生着まで早い ○GVHDがやや多い ○疾患によっては不適	○緊急での移植が可能 ○生着まで遅い、生着不全がやや多い ○重症GVHDが少ない ○疾患によっては不適
診療点数	○採取：21,640点 ○移植：(非血縁) 76,450点		○移植：66,450点
コーディネート 費用	○患者負担金 (14万7000円※) を日本骨髄バンクに支払う ※平均的なモデルケース (ドナー候補者4人の確認検査を実施した場合)		-

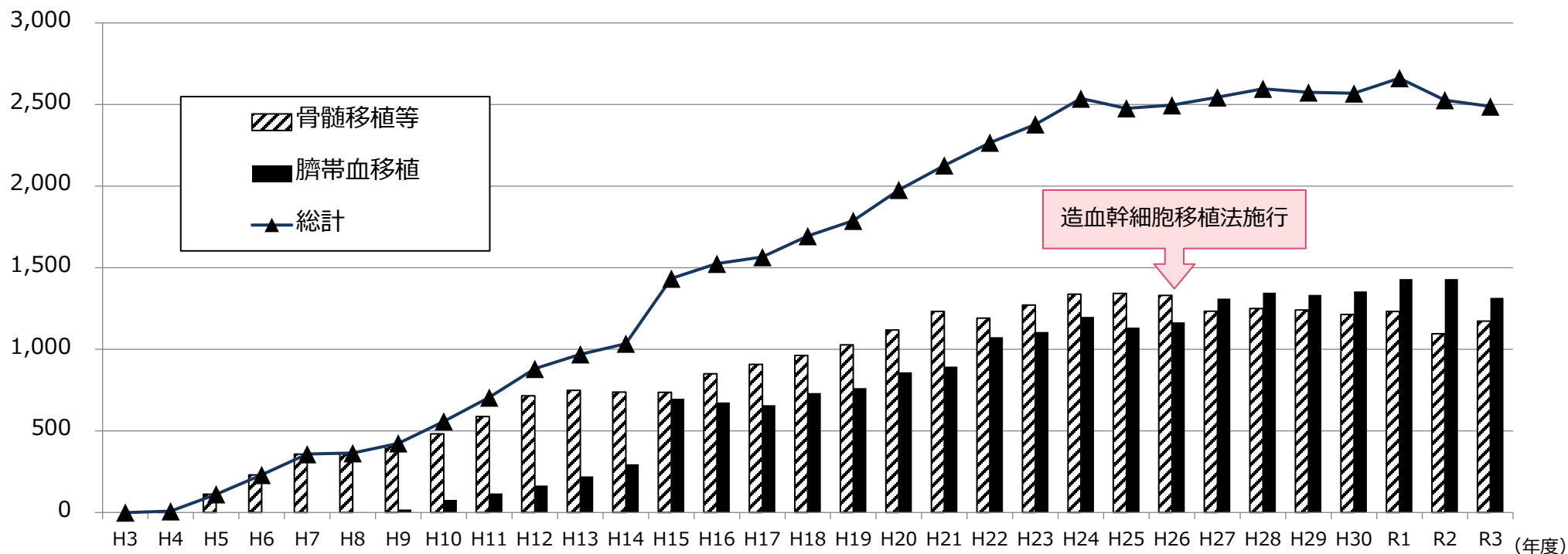
造血幹細胞移植実績の推移（非血縁者間）

※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、令和4年3月末までに1,487例が実施されている。

※移植件数は各年度末現在の数値。

(単位：件)



	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
骨髄移植等	0	8	112	231	358	363	405	482	588	716	749	739	737	851	908	963	1,027	1,118	1,232	1,192	1,272	1,338	1,343	1,331	1,234	1,250	1,241	1,214	1,232	1,096	1,173
臍帯血移植	0	0	0	0	0	1	19	77	117	165	221	296	697	674	658	732	762	859	895	1,075	1,107	1,199	1,134	1,165	1,311	1,347	1,334	1,355	1,430	1,431	1,316
総計	0	8	112	231	358	364	424	559	705	881	970	1,035	1,434	1,525	1,566	1,695	1,789	1,977	2,127	2,267	2,379	2,537	2,477	2,496	2,545	2,597	2,575	2,569	2,662	2,527	2,489

さい帯血移植対策事業費

令和5年度当初予算案 6.2 億円（6.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の提供の推進に資するため、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を行うとともに、安全なさい帯血移植の実施体制の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

< 事業の概要 >

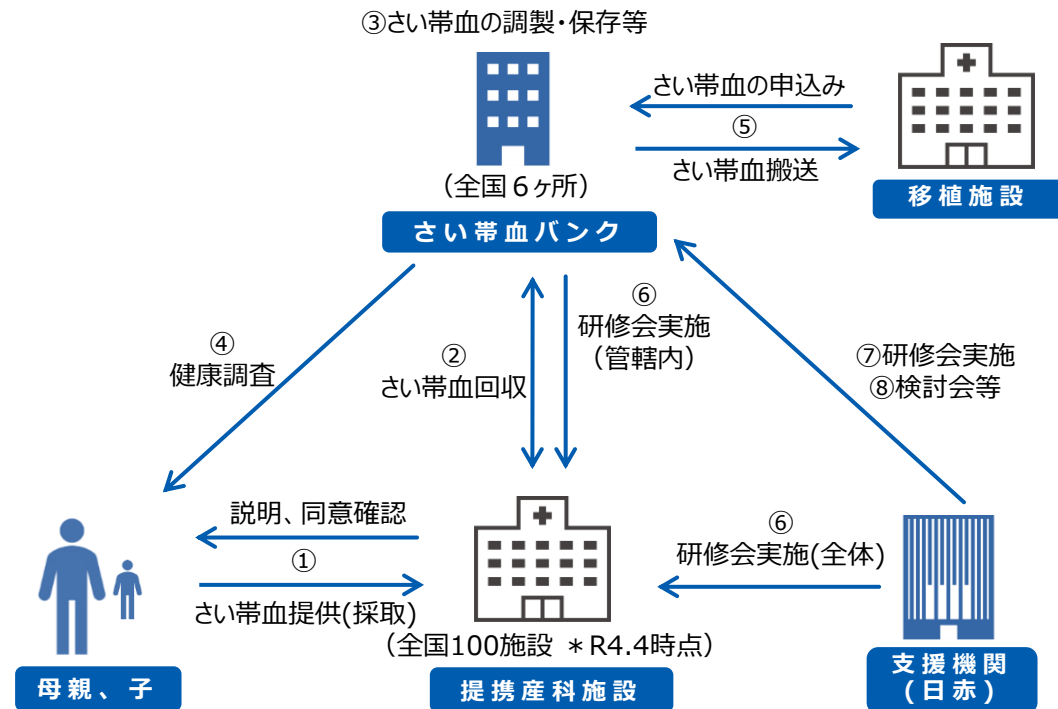
（1）さい帯血バンク業務

- ① 提携産科施設でのさい帯血採取
- ② 提携産科施設で採取したさい帯血の回収
- ③ さい帯血の調製・保存、データ管理
- ④ さい帯血提供児の健康調査
- ⑤ 移植施設へのさい帯血搬送 など

（2）技術向上のための研修等

- ⑥ 提携産科施設向けの研修会の実施
- ⑦ さい帯血バンクの調製・保存技術者向けの研修会の実施
- ⑧ 技術向上のための検討会 など

< 事業イメージ >



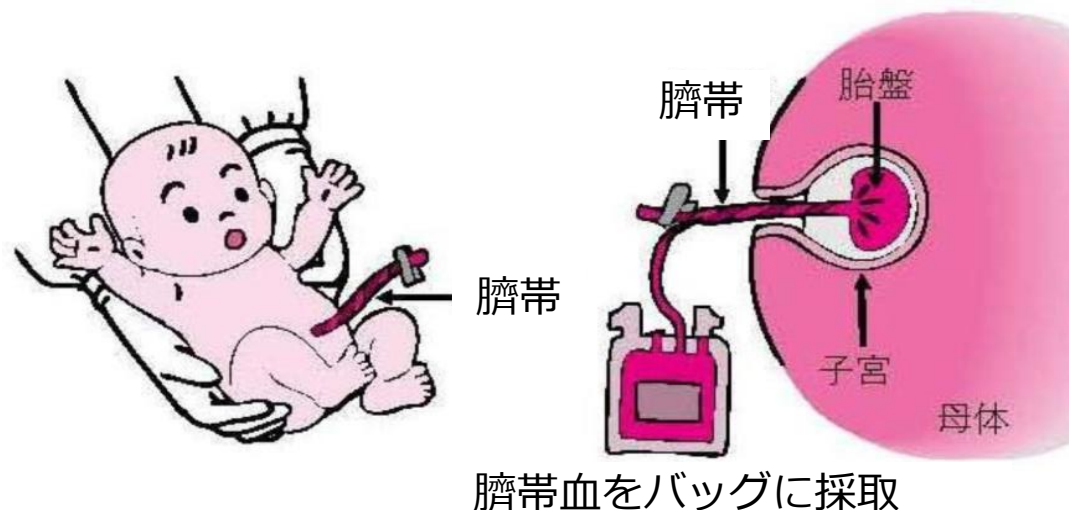
< 実施主体等 >

- ・ 補助先：日本赤十字社
- ・ 補助率：定額（10/10相当、1/2相当）

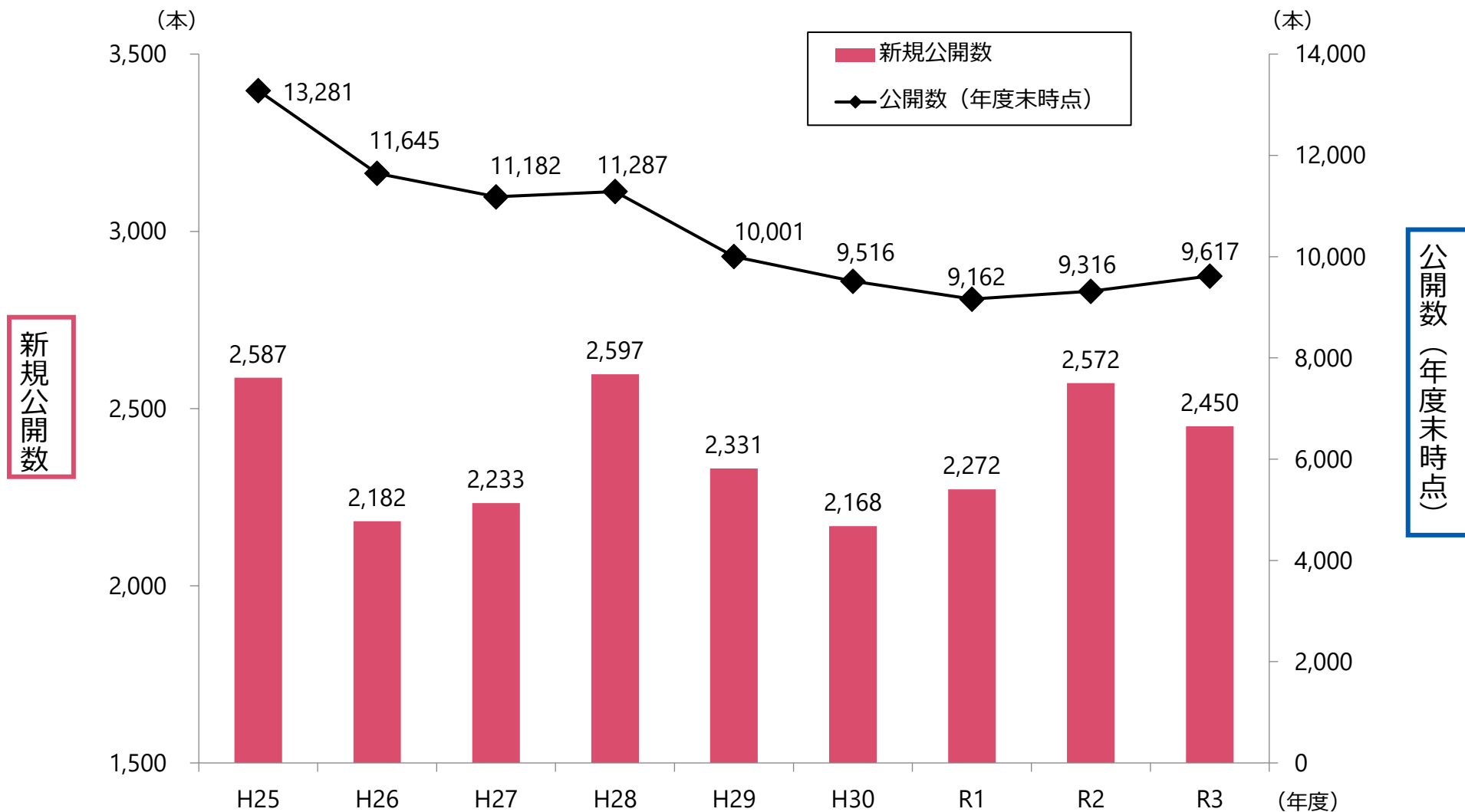
臍帯血の提供について

- ▶ 臍帯血の提供を希望する母親は、公的さい帯血バンクに対して協力していただく契約を結んでいる産婦人科医療機関において、臍帯血を提供できる。
- ▶ 出産前に同意を得られた母親について、出産時に娩出される臍帯（へその緒）から医師等によって採血（100ml程度）が行われる。
- ▶ 採取された臍帯血は、公的さい帯血バンクに搬送され、処理された上で、基準※を満たすものが凍結保存される。

※ 移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令



臍帯血の公開数の推移



(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室で加工

がん診療連携拠点病院機能強化事業等

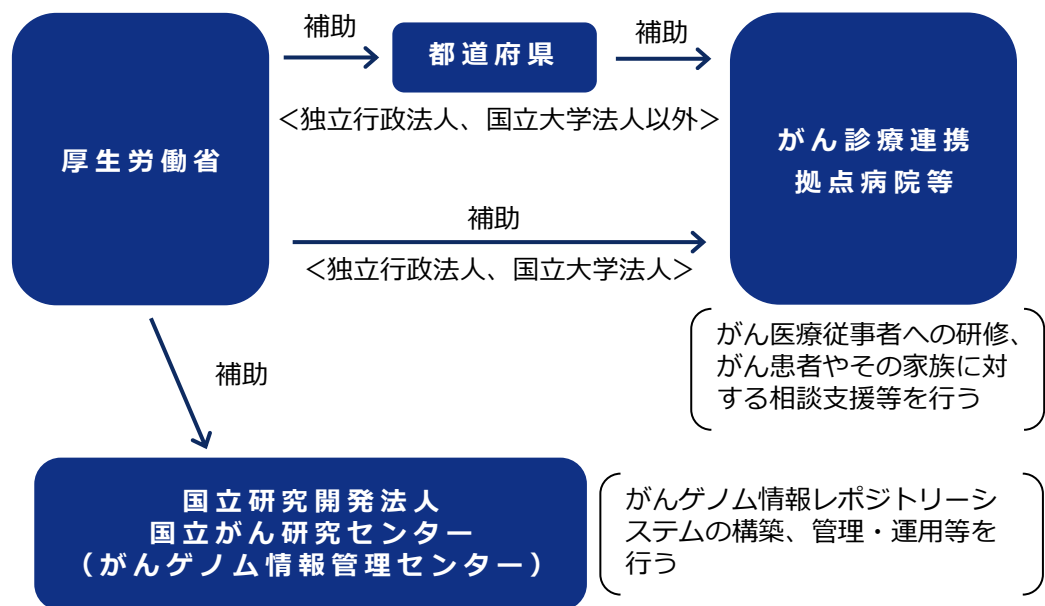
令和5年度当初予算額 60.5億円 (60.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度補正予算額 5.4億円

1 事業の目的

がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。）を目的とする。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○がん診療連携拠点病院機能強化事業費

- ・実施主体：
がん診療連携拠点病院
小児がん中央機関
小児がん拠点病院
がんゲノム医療中核拠点病院
がんゲノム医療拠点病院 等
- ・補助率：1/2、10/10

○がんゲノム情報管理センター事業費

- ・実施主体：
国立研究開発法人
国立がん研究センター
(がんゲノム情報管理センター)
- ・補助率：10/10

がん診療連携拠点病院機能強化事業について

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令和4年8月1日健発0801第16号健康局長通知の別添)に基づき厚生労働大臣が指定した都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、地域連携等を実施し、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

事業名	事業内容
がん医療従事者研修事業	主にがんの化学療法や放射線治療の専門的な医師やがん医療を支えるメディカルスタッフを養成する。
がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るため、都道府県がん診療連携協議会の設置、テレビ会議システムの運用等を行う。
がん相談支援事業	院内外のがん患者及びその家族に対して、療養上の相談や医療機関の紹介等を実施するとともに、地域の医療機関からの相談等に対応する。
普及啓発・情報提供事業	がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供等を行う。
病理医養成等事業	専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保等を実施する。
在宅緩和ケア地域連携事業	二次医療圏の在宅療養を支援する診療所の協力リストの作成、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修等を行う。
緩和ケア推進事業	緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、2次医療圏内の在宅医療機関等との連携、緊急緩和ケア病床の確保を行う。
がん患者の就労に関する総合支援事業	<ol style="list-style-type: none"> ① がん相談支援センターへ就労に関する知識を有する専門家を配置し、ハローワーク等と連携するとともに、適切な情報提供と相談支援を行う。 ② がん相談支援センターに両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を行う。

がん診療連携拠点病院等(令和5年4月1日現在)

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

◆都道府県がん診療連携協議会(都道府県協議会)

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)(2か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療連携拠点病院(355か所)

- ・がん医療圏に原則1か所整備
- ・専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院(特例型)(24か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)

- ・特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)(なし)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療病院(47か所)

- ・がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

地域がん診療病院(特例型)(6か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省

◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

- ・がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

血液安全・安定供給等推進事業

【令和5年度予算額 146百万円(147百万円)】

【概要】

- 本事業では、国民の保健衛生の向上を図るため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）第3条で定める基本理念（①血液製剤の安全性向上、②国内自給の原則※と安定供給の確保、③適正使用の推進、等）の実現に向けた、各種事業を実施している。

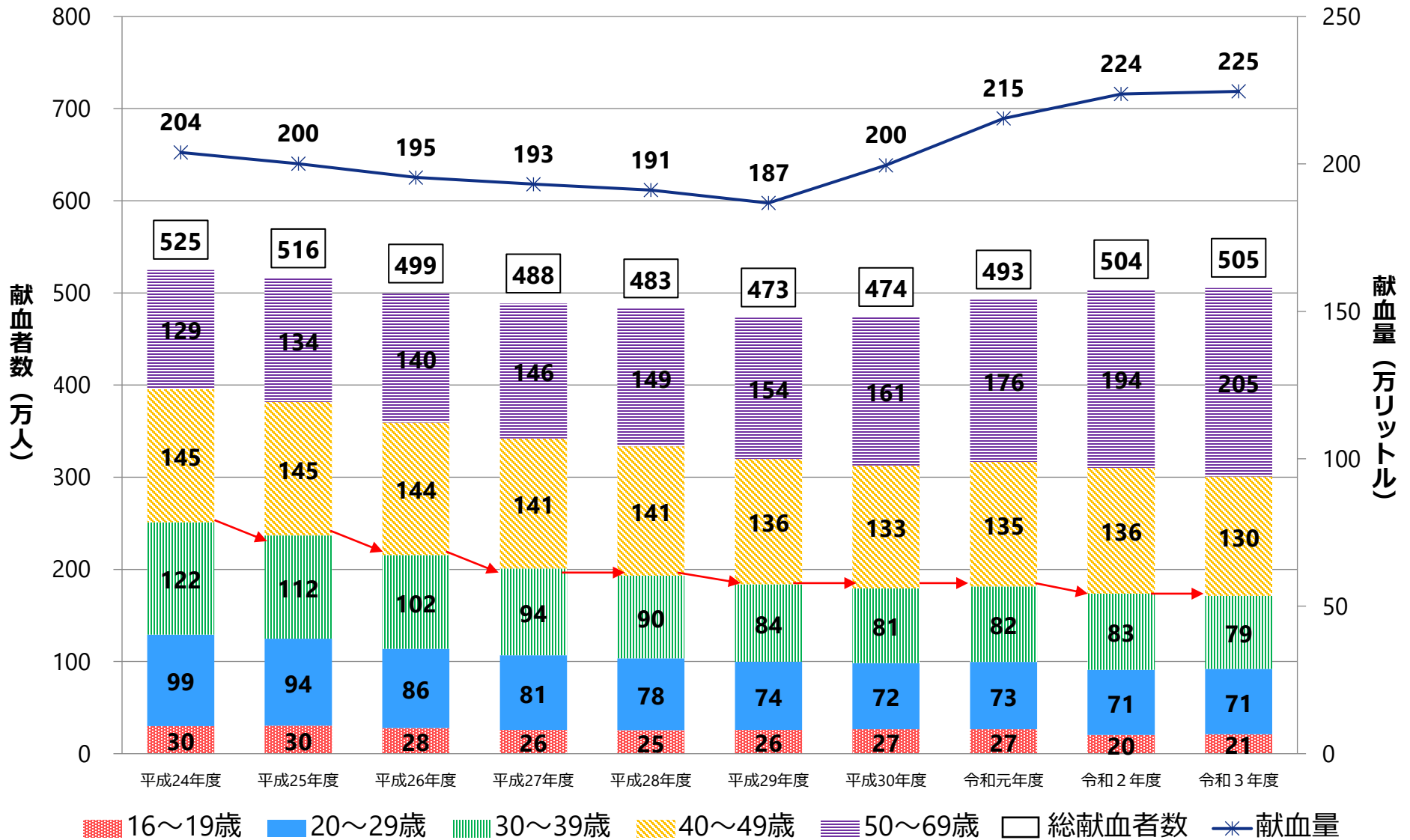
（※）倫理性・国際的公平性等の観点から、国内で使用される血液製剤について、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造される体制を構築すること。

【課題】

- 近年、血液事業を取り巻く重要な問題として、若年層（10～30代）の献血者数の低下があげられる。毎年、医療需要に応じた血液の確保目標は達成しているものの、今後、血漿分画製剤の需要増加に伴い必要な血液量が増加する見込みである一方、若年層の献血率は横ばいであり、将来に亘って安定的に血液を確保するためには、若年層の献血者数を引き上げることが必要。そのため、厚労省では以下②の上段のとおり、若年層に向けた献血の普及啓発を重点的に取り組んでいる。

基本理念	主な事業内容
①血液製剤の安全性向上	血液製剤の安全性向上を図るための新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立や、血液の安全性を確保するための核酸増幅検査(NAT)が日赤等において適切に実施されているかの精度管理等を国立感染症研究所において実施する。 【令和5年度予算額:15百万円(15百万円)】
②国内自給の原則と安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたる献血血液の安定供給のため、若年層を対象とした啓発資材の作成や広報キャンペーンの展開、全国大会の開催などをとおして、献血の普及啓発を行う。 【令和5年度予算額:43百万円(43百万円)】 ・ 血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制の検討や、諸外国における国内自給の状況等の血液事業の現状について調査を行う。 【令和5年度予算額:38百万円(38百万円)】
③適正使用の推進	全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制の整備状況を調査し、各医療機関に対して適正使用に取り組むよう働きかける。 【令和5年度予算額:51百万円(51百万円)】

年代別献血者数と献血量の推移



※平成30年度以降の献血量は、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出

若年層に対する普及啓発について

① 中学生への普及啓発

献血への理解を促すことを目的としたポスターを全国の中学校に配布【R4年度：10,961校に3.3万枚】（図1）

② 高校生への普及啓発

- ・献血に関する副読本（けんけつHOP STEP JUMP）を全国の高校に配布【R4年度：4,824校に生徒用79万部、教員用4.8万部】（図2）
- ・高等学校等における献血に触れあう機会の受入れの推進するため、文部科学省の協力を得て、日本赤十字社が実施している学校献血や献血セミナーを積極的に受けいれてもらえるよう、高等学校等関係者に協力を依頼している。

③ 大学生等への普及啓発

平成30年度からの取組として、大学、短期大学、専門学校等に献血の啓発ポスターを配布【R4年度：5,254校に2.4万部】（図3）

④ 主に10代、20代の若年層を対象とした普及啓発

「はたちの献血」キャンペーン（毎年1～2月）の広報用ポスターを都道府県及び関係団体等に配布【R4年度：4.0万枚】（図4）

⑤ 「愛の血液助け合い運動」（毎年7月）の実施等

- ・広報用ポスターを都道府県及び関係団体等に配布【R4年度：4.0万枚】（図5）
- ・献血運動推進全国大会の開催【R4年度：7月14日 愛媛県で開催（日本赤十字社本社から愛媛県へライブ配信）】（図6）

⑥ テレビ、ラジオ、新聞等を積極的に活用した普及啓発の実施

【R4年度：ラジオ、インターネットテキスト広告、新聞、厚生労働省広報誌「厚生労働」、Twitter、Facebook】



（図1）中学生を対象とした献血への理解を促すポスター



（図2）高校生向けテキスト「けんけつHOP STEP JUMP」



（図3）大学生を対象とした献血啓発ポスター



（図4）「はたちの献血」キャンペーン



（図5）愛の血液助け合い運動



（図6）全国大会の様子
第58回献血運動推進全国大会
（愛媛県） 13

第三次産業労働災害防止対策支援等事業（エイジフレンドリー補助金）

労働基準局安全衛生部
安全課（内線5256）

令和5年度予算額 6.4億円（6.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子・高齢化の進展に加え、高年齢者雇用安定法により65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化などにより、労働者の高年齢化が一層進むものと予測される。
- 60歳以上の高年齢労働者の労働災害は死傷者数、割合ともに増加傾向にある。（平成30年には全労働者に占める割合が初めて1/4を超えた）

【参考】高年齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	令和3年
全労働者	141,055人	149,918人
60歳以上	21,054人	38,574人
割合	14.9%	25.7%

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上死傷者数

- 高年齢労働者が安全安心に働くことができる職場環境の実現
- 高年齢労働者が安全安心に働くには、若年期からの健康づくり等が重要。また、高年齢労働者のみならず、「年齢問わず」一生涯を通じて労働者が安全安心に働くことができる職場環境の実現を図るため、高齢者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入や予防的観点からの労働者の身体機能向上のための健康づくり等を、中小企業等が積極的に行うことができるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 対象事業主

労災保険加入の中小企業等の事業主

(2) 補助対象

① 高年齢労働者に配慮した職場環境整備の費用

ア 転倒・墜落災害防止対策

- ・ 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差の解消）
- ・ 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材等の導入等）
- ・ 身体機能のチェックや運動指導の実施

イ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ・ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ・ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- ・ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施 等

② 健康確保のための取組に関する経費

（体力チェック、健康診断結果を通じた労働者の健康保持増進のための保健・健康指導など）

③ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育

(3) 補助率上限額

補助対象①：補助率1/2（上限100万円）

補助対象②③：補助率3/4（上限30万円）

(4) 実施主体

一般社団法人等

(5) 交付実績（令和3年度）

・ 交付件数 .. 1,132件

・ 交付金額 .. 約4.9億円

（（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実施）

第三次産業労働災害防止対策支援等事業（職場における安全衛生意識の啓発事業）

令和5年度予算額 2.6億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働基準局安全衛生部安全課
（内線5487）

1 事業の目的

- 労働災害による休業4日以上死傷者数を減少させることを目標と掲げて、これまでに労働災害防止計画を推進してきたところであるが、小売業、社会福祉施設の死傷者数は増加傾向にある。労働災害の発生状況を見ると、小売業をはじめとする第三次産業では、転倒や無理な動作により負傷するなどの労働者の作業行動から生ずる労働災害が多く発生している。
- これらの労働災害を防止するため、労働災害防止活動が顧客・利用者の安全、人材確保など事業者の関心が高い事項にメリットがあることを周知することや、個々の労働者に対して転倒や腰痛防止に関する機運を醸成し、転倒災害等に被災しにくい身体づくりを啓発するなど、多種多様な視点からの周知啓発が課題となっている。また、これまで、小売業、社会福祉施設を含めた第三次産業等の労働災害防止に向け、各種労働災害防止対策のツールを作成しているが、これらの活用が課題となっている。
- このようなことから、多様な周知啓発コンテンツや開発教材等をウェブサイトに掲載すること等により、周知を図る。
- 労働災害防止に向けた機運醸成を図るため、幅広いステークホルダーが加盟する「SAFEコンソーシアム」を創設し、加盟者の名称の周知やロゴマークの使用により、加盟者が労働安全衛生確保に取り組む企業として社会的に評価される環境をつくる。また、加盟者による優良な取組事例を表彰し、SAFEコンソーシアム内外に発信することにより、事業者による自主的な安全衛生活動の普及定着を図る。さらに、第三次産業の事業場等に労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進等を図る。

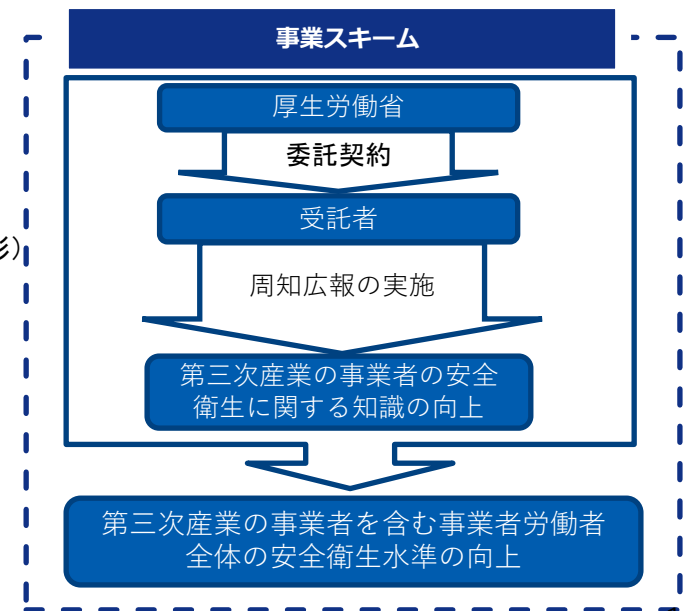
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業概要

- (1) 啓発事業
 - ① SAFEコンソーシアムの運営
 - ② 第三次産業を始めとした職場における安全衛生に係る優良取組事例の表彰
（企業等間連携部門、転倒災害防止部門、腰痛予防部門、ウェルビーイング（安全衛生）部門の4部門で表彰）
 - ③ これまでに作成した下記の各種対策ツールの周知
 - ・シニア向け運動プログラムなどの各種セミナー動画
 - ・安全衛生推進者養成講習動画 など
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等（講習会開催、実態調査、国際会議への参加など）

実施主体

実施主体: 委託事業等



未払賃金立替払事業

令和5年度予算額 114.1億円 (220.8億円) うち補助金額101.7億円 (208.1億円)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

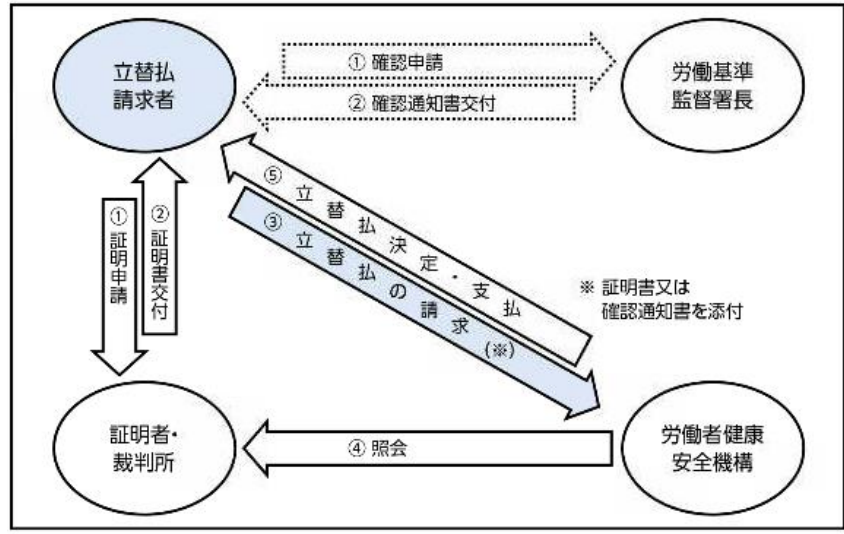
未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代わって支払う制度であり、労働者とその家族の生活のセーフティネットとして定着。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるところとなる。

このような状況を踏まえ、立替払の原資を確保するとともに、引き続き、立替払迅速化のための対策を推進し、労働者とその家族の生活不安の早期解消を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業スキーム】



実施主体
独立行政法人労働者健康安全機構

【事業概要】

○企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度

【立替払の対象となる賃金】

○退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金

【立替払の額】

○未払賃金総額の8割 (限度あり)

【事業実績】

年度	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)
令和元年度	1,991	23,992	8,638
令和2年度	1,791	23,684	8,411
令和3年度	872	9,560	3,642

拡充

求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

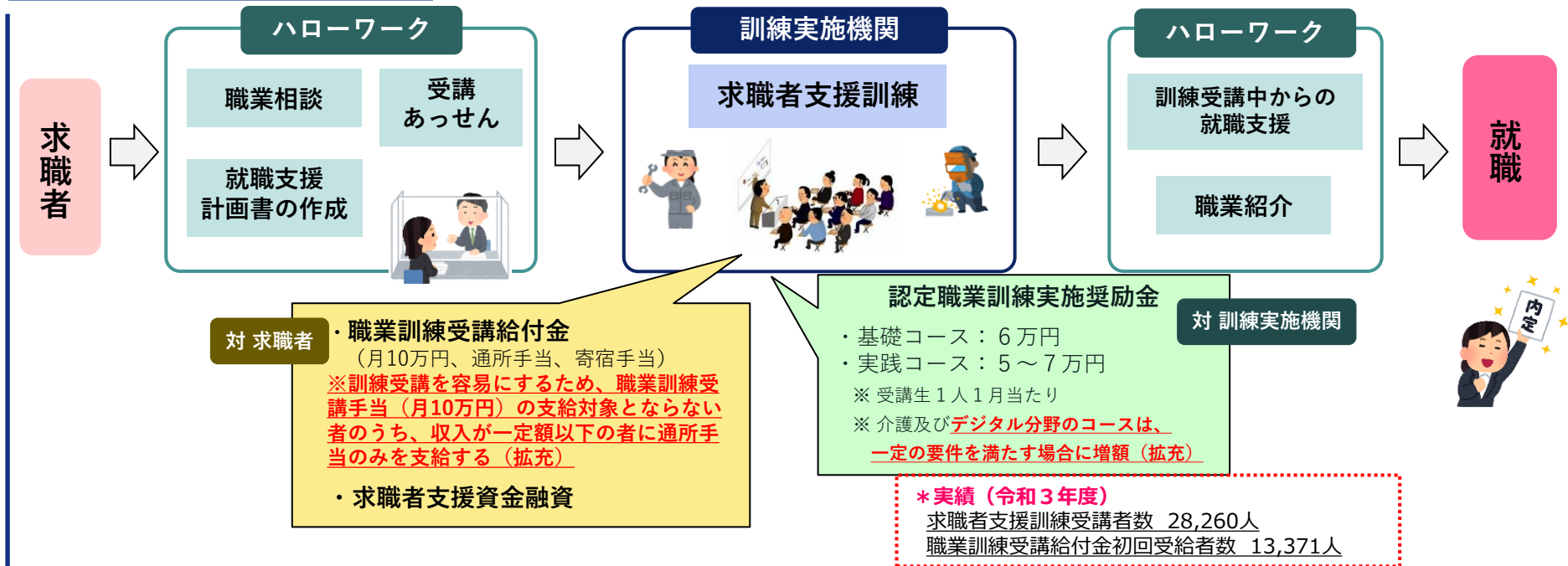
令和5年度当初予算額 268億円（278億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- 非正規雇用労働者等の制度の活用を促進するため、訓練受講対象者の拡大や職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等による制度の見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

福島避難者帰還等就職支援事業

令和5年度当初予算額 3.5億円 (4.2億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第78条、第90条及び第91条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島の労働者の職業の安定を図るとともに地元への帰還・就職が円滑に進むよう、地域の実情に応じた雇用対策・就職支援を行うとともに、避難先・避難元での就職支援体制の整備を図る。

2 事業の概要・実施主体等

福島県外

・福島帰還希望者就職支援事業

避難指示解除に伴い、事業所の再開が進展すると考えられることから、大都市圏(東京、大阪)及び避難者が多い県(宮城、山形、埼玉、新潟)に窓口(福島就職支援コーナー)を設置することで、福島県・12市町村と連携し、福島県へ帰還して就職することを希望する者に寄り添った支援を行う。
また、福島雇用促進支援事業の受託者、関係自治体等と連携し、福島県内への就職を促進するための就職説明会を実施。

福島就職支援コーナー設置地域

宮城県 (仙台) 	山形県 (山形) 	埼玉県 (行田) 	東京都 (飯田橋) 
新潟県 (新潟) 	大阪府 (難波) 	首都圏等 【合同就職面接会】 【就職説明会】  写真は東京の開催状況  チラシは山形のもの	

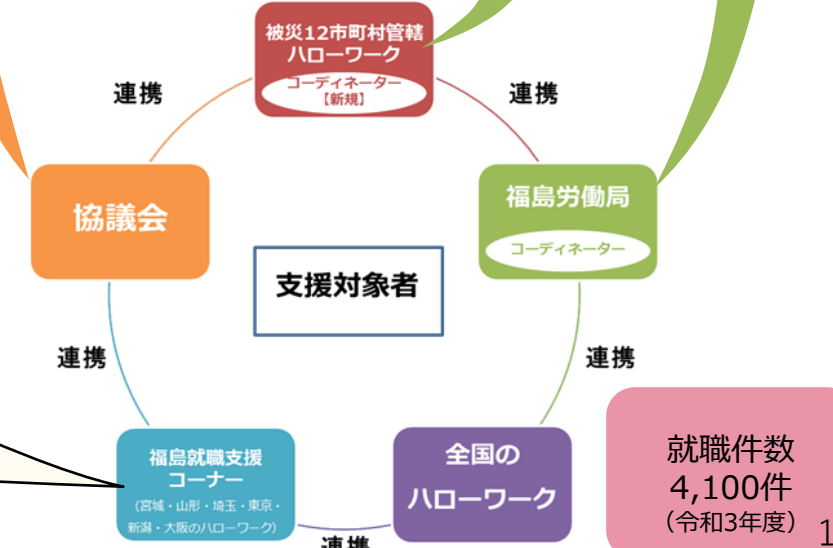
福島県

・福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還を希望する者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

・福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用活性化推進事業等、原子力災害被災地域の実情に応じた活用方法を提案し、福島県内の原子力災害被災地域での雇用創出の取組を総合的に支援。また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。



認定訓練助成事業費補助金

令和5年度予算額 9.3億円（9.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 中小企業事業主等が実施する職業訓練に対して、効果的な実施促進に資するよう支援を行うことにより、人材育成を図ることを目的とする。

2 事業の概要

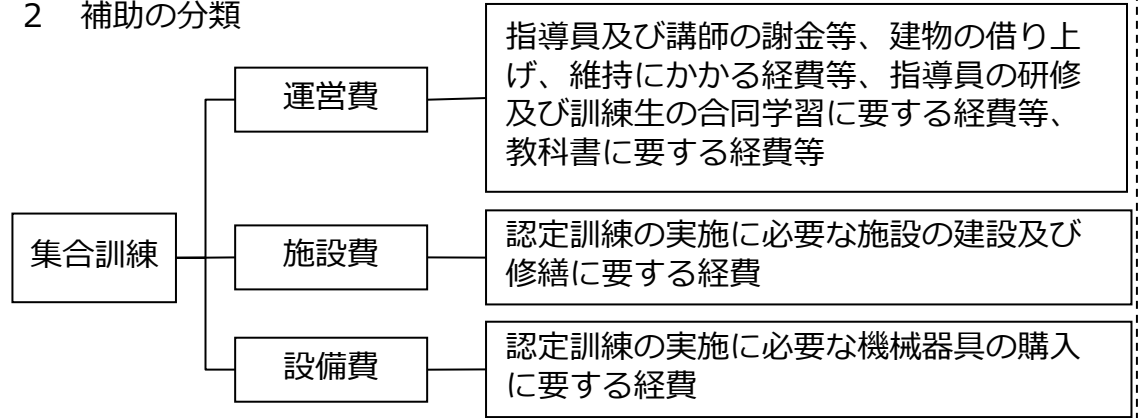
- 都道府県が一定の基準を満たすとして認定した、中小企業事業主等が実施する訓練（認定職業訓練）の実施に要する経費について、都道府県が行う助成の一部を国が助成する。

3 事業スキーム・実施主体等

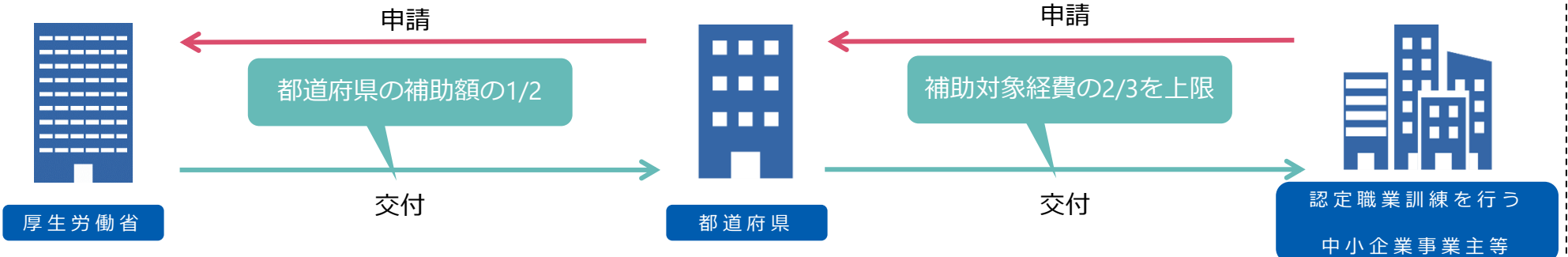
1 補助の主な要件

- 長期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、単独訓練にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上であること。
- 短期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、1訓練科につき1人以上であること。

2 補助の分類



3 補助の体系



広域団体認定訓練助成金

令和5年度予算額 0.9億円（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 広域的に行われる認定職業訓練を振興するため、2都道府県以上にまたがって大規模な共同訓練を実施する全国団体等が実施する職業訓練に対して支援を行うことにより、人材育成を図ることを目的とする。

2 事業の概要

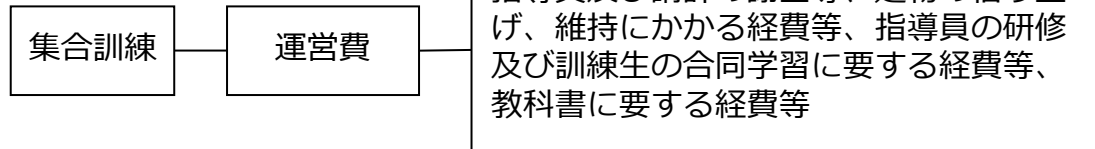
- 認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体（その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。）等が行う認定職業訓練の運営に要する経費について、その一部を助成する。

3 事業スキーム・実施主体等

1 補助の主な要件

- 訓練生総数の3分の2以上が当該広域団体の構成員又は広域団体を構成する団体の構成員である中小企業事業主に雇用されている者であること。
- 訓練生が、1訓練科につき3人以上であること。
- 全国団体については、訓練生の数が年間おおむね2万人日以上であること。
- 訓練生のうち、同一の都道府県にある事業所に雇用される者の訓練生総数に占める割合がおおむね1/2未満であること。

2 補助の分類



3 補助の体系



テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課

令和5年度予算額 1.2億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ▶ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

※令和4年度におけるテレワーク相談センターに対する相談等件数：21,110件

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

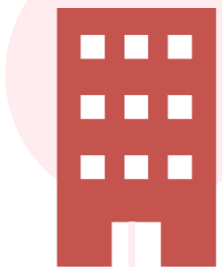
中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が連携してテレワークに関する各種情報や、導入事例などが、統合されたウェブサイトを経営し、企業等に対し情報を発信

実施主体：民間企業・団体等

テレワーク相談センター



連携

- ・都道府県労働局
- ・都道府県働き方改革推進支援センター
- ・自治体
- ・商工会議所
- ・社労士会等

地域における支援の充実

- ・相談対応
- ・自治体、商工会議所、社労士会等の支援
- ・自治体の支援施策の情報収集等

支援

- ・相談対応（窓口、電話、メール）
- ・テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- ・全国セミナー・個別相談会の開催
- ・総合ポータルサイトの運営等



適正な労務管理下におけるテレワークの実施

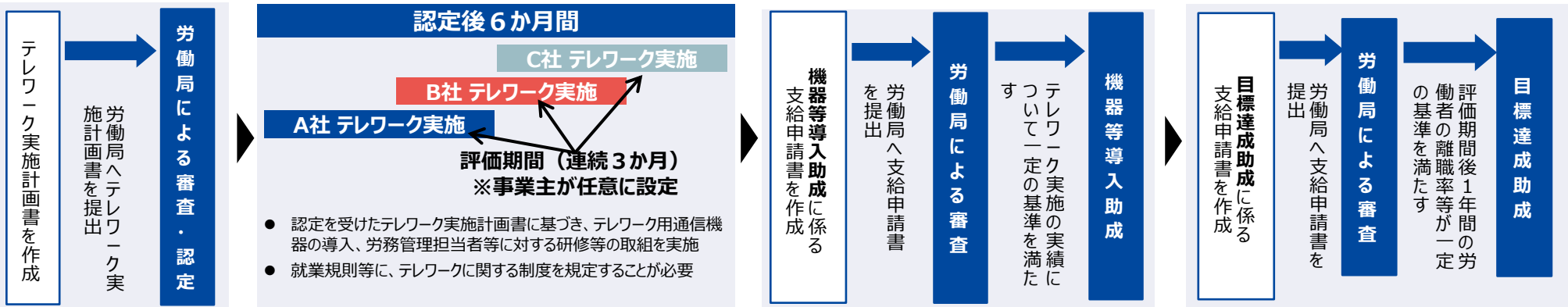
人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

令和5年度予算額 4.2億円（18億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ポストコロナにおいても、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着が必要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



機器等導入助成 下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給（テレワーク勤務を新規導入する事業主のほか、試行的に導入している又は導入していた事業主も助成対象）

テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 	<p>助成率30% ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限</p>

助成対象となる取組

- 就業規則等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等の導入
(テレワーク用サービス利用料も助成対象)
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

目標達成助成 下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

離職率目標、テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下 ✓ 評価期間後1年間の離職率が30%以下 ✓ 評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上 	<p>助成率20%（35%） ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限</p>

助成額

都道府県等による生活保護業務支援事業

<平成30年度創設>

事業要旨

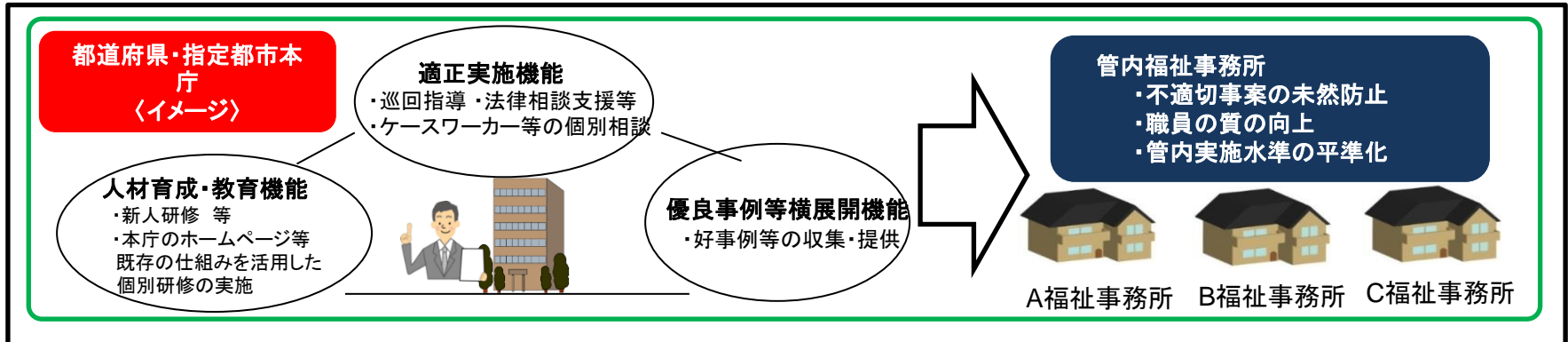
- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

現状と課題

- 国民が直面する生活課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする者に対して、これまで以上に支援の充実が求められている。
- 一方、生活保護を担当するケースワーカーの数は、着実に増配置(5年間で約2,000人の増)が図られ、量的な面では充実が図られてきたが、依然としてケースワーカーの業務負担は大きい状況である。
- また、職員の増配置や広い業務範囲での人事異動等により、経験の浅いケースワーカーが増加する傾向となっており、保護受給者への適切な支援・助言を行うことが困難な状況となっている。
- 一部の実施機関においては、生活保護関係職員による不適切な事案が発生しており、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

事業概要

- 1 実施主体 都道府県、指定都市
- 2 事業内容
都道府県等が実施する、以下の機能を強化するための事業に対して補助を行う。
①適正実施機能(巡回指導)
②人材育成・教育機能(研修事業)
③優良事例等横展開機能
- 3 補助率 3/4(事業の全部又は一部を委託可)
- 4 国庫補助標準額(1自治体あたり)
7,500千円



<参考:生活保護法(抄)>

第81条の2 (都道府県の援助等) 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 (略)

支援・相談員について

実施主体：都道府県、市町村(含特別区)

配置

支援給付実施機関
(福祉事務所等)

中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる者を
支援給付の実施機関に配置する。

配置基準：支援給付受給世帯数に応じて配置。1世帯当たりの年間
稼働日数を7日とし、30世帯以上からは常勤1名を配
置できるものとする。

支援相談員

中国残留邦人等



支援・相談員



担当職員

報告・連携

支援メニューの伝達

地域生活支援事業
実施主体
都道府県、市等

家庭訪問を通じて中国残留邦人等の
日常生活上抱えている問題点を踏まえ
地域生活支援プログラムにおける
支援メニューについて助言する



家庭訪問



単独又は必要に応じ職員と同行

<支援・相談員の役割>

- ①支援給付及び配偶者支援金の申請受付・相談補助・要件審査補助
- ②日常生活上の生活相談
- ③地域生活支援事業の企画・立案

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額

45億円

(令和3年度補正予算 85億円)



令和5年度予算額

45億円

(令和4年度補正予算 99億円)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



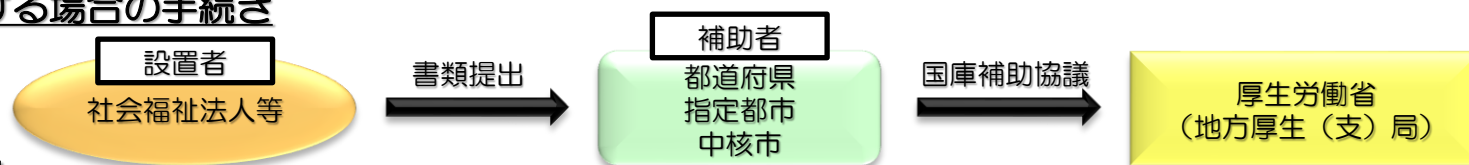
1. 補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等(※1)を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

- ※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

国庫補助を受ける場合の手続き



2. 対象施設

<障害者総合支援法上のサービス>

- | | | | |
|----------|-----------------|------------------|---------|
| 日中活動系： | ・短期入所（ショートステイ） | ・療養介護 | ・生活介護 |
| 居住支援系： | ・自立生活援助 | ・共同生活援助（グループホーム） | |
| 訓練系・就労系： | ・自立訓練（機能訓練） | ・自立訓練（生活訓練） | ・就労移行支援 |
| | ・就労継続支援（A型＝雇用型） | ・就労継続支援（B型＝非雇用型） | ・就労定着支援 |
| 施設系： | ・施設入所支援 | | |
| 相談系： | ・相談支援事業所 | | |

こども家庭庁

移管

<児童福祉法上のサービス>

- | | | | |
|----------|--------------|-----------|-------------|
| 障害児通所支援： | ・児童発達支援センター | ・児童発達支援 | ・放課後等デイサービス |
| | ・居宅訪問型児童発達支援 | ・保育所等訪問支援 | |
| 障害児入所支援： | ・障害児入所施設 | | |

追加
 <売春防止法上の施設>
 ・ 婦人保護施設
 ・ 婦人相談所一時保護所

<その他>

- | | | | | |
|----------------|--------------|-----------|----------------|--------------|
| 保護施設 | ： ・ 救護施設 | ・ 更生施設 | ・ 授産施設 | ・ 宿所提供施設 |
| 身体障害者社会参加支援施設： | | | | |
| | ・ 補装具製作施設 | ・ 盲導犬訓練施設 | ・ 視聴覚障害者情報提供施設 | |
| その他 | ： ・ 社会事業授産施設 | ・ 福祉ホーム | ・ 応急仮設施設 | ・ 日常生活支援住居施設 |
| | | | | ・ 無料低額宿泊所 |

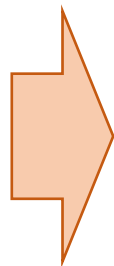
※児童福祉法上のサービスは令和5年度以降はこども家庭庁へ移管予定。
 ※売春防止法上の施設は令和5年度から、新たに社会福祉施設等施設整備費補助金の対象となる予定。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。
- 地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められている。

【令和4年度】

1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2	普及啓発に係る事業
3	精神障害者の家族支援に係る事業
4	精神障害者の住まいの確保に係る事業
5	ピアサポートの活用に係る事業
6	アウトリーチ支援に係る事業
7	措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8	構築推進サポーターの活用に係る事業
9	精神医療相談に係る事業
10	医療連携体制の構築に係る事業
11	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13	地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



【令和5年度〜】

1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業 (R4年度 1・8・13)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置等による協議の場（必須）の充実 ・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築 ・構築状況の実態把握及び事業評価
2	普及啓発に係る事業 (R4年度 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに対する地域住民の解を深める ・国が行う普及啓発事業の周知 (世界メンタルヘルスデー、心のサポーター等)
3	住まいの確保と居住支援に係る事業 (R4年度 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援関係者等との連携 ・居住支援に係る制度の活用推進 ・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築
4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業 (R4年度 3・5)	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や、相談同行等の活動支援 ・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置 ・ピアサポートの活用や活躍支援
5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業 (R4年度 9・10)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間精神医療相談窓口の整備 ・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備 ・精神医療相談窓口の効果的な周知 ・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等
6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業 (R4年度 6・12)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期在院者の地域移行に向けた支援 ・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による支援体制の構築 ・アウトリーチ支援や包括的な相談支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業 (R4年度 7・11)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修の実施 ・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施
8	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	

在宅福祉事業費補助金

令和5年度当初予算 24億円 (25億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約9万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- 被災高齢者等把握等事業
 - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
 - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
 - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
 - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
 - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認められた事業

3 実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】
国1/2、1/3、10/10

【補助実績】
交付額23億円（令和3年度）

【参考】老人福祉法
第十三条
2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

国保保険者 標準事務処理システムの連携(イメージ)

- 国保保険者標準事務処理システムの各システムは、連携して、法令に基づく保険者の標準的な事務処理を支援する。また、都道府県の定める国民健康保険運営方針に基づき、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となるようパラメータ設定を可能とする。
- 資格管理や保険料の賦課、給付管理を適正かつ効率的に行うため、市町村の住基・税システム及び国民健康保険団体連合会の国保総合システムとの連携を前提に構築する。

